

新築住宅設備機器保証サービス（以下「本保証」といいます。）は、SOMPOフランティ株式会社（以下「SWT」といいます。）と「新築住宅設備機器保証サービス保証書」（以下「保証書」といいます。）記載の販売会社（以下「販売会社」といいて、SWTと併せて「サービス提供者」といいます。）が共同で提供することとなります。サービス提供者は、販売会社から新築の戸建住宅を購入し、本保証にお申込みいただいたお客様に対して、所定の入金審査を実施した上、電子的方法又は書面により保証書を発行します。保証書が発行された後、お客様ご自身で（保証書に起因する死亡及び怪我等を含む）並行して他の物件に住宅ローン等（第1条に定義されます。）について、「新築住宅設備機器保証サービス規程」（以下「本規程」といいます。）に定めるところに従い、無償による修理サービス（以下「保証修理」といいます。）を提供します。

**第1条. 本製品**  
本保証は、お客様が販売会社から購入した新築の戸建住宅（保証書に住所が記載された物件で、以下「住宅」といいます。）に、購入直前から設置されていた下記に示すものの設備機器のうち、下記SWTホームページ（下記SWTが定めるメーカー）と併称の対応品とされる事項にSWTが認めたメーカー）が製造及び販売したもの（以下「本製品」といいます。但し、メーカーが業務用と定めた製品は本製品から除くものとします。）を対象とします。  
①システムキッチン ②システムバス ③洗濯機（エコネット、ガス・石油給湯機）  
④洗面化粧台  
⑤給湯機（ガス）  
※1：システムキッチンの標準構成に含まれるビルトインタイプのIHクッキングヒーター（又はガスコンロ）、「レンジ」「レンジフード」「ビルトインオーブン」を含みます。  
※2：システムバスの標準構成に含まれるビルトインタイプのバス換気乾燥機・ジェットバス・ミストシャワー、表示リモコンを含みます。  
SWTホームページ（下記SWTが定めるメーカー）の掲載場所  
http://www.sompo-swt.com/pw\_annal/1/web/maker\_url/maker\_jyusetsu.html

**第2条. 保証期間**  
1. 本保証は、本製品の取扱説明書や注意事項に従って正常に使用したにもかかわらず、本製品に生じた電気的・機械的故障で、且つ、本製品の製造メーカー（以下「メーカー」といいます。）の保証規定によつて保証対象となる故障（以下「自然故障」といいます。）を対象とします。  
2. 前項の規定にかかわらず、第1条に定める「保証の適用除外事項」に該当する場合には、自然故障であっても、本保証の対象外となります。

**第3条. 保証期間**  
1. 本保証が提供される有効期間は、以下「延長保証期間」といいます。は、本製品のメーカー保証期間開始日の翌日から始まり、保証書に記載された保証終了日と終了します。なお、メーカー保証の開始日は、販売会社からSWTへ通知された住宅の竣工日となります。  
2. メーカー保証の対象期間中、発生したメーカー指定でない故障及び不具合については、本保証は適用されません。メーカー保証期間中の修理のご依頼はSWTまたはメーカーへの直接依頼のいずれも可能です。  
3. 延長保証期間において、本製品に係る保証修理の回数に制限がないものとします。  
4. 初期不良等により、メーカー又は販売会社から交換品が提供された場合においても、事由の如何を問わず、保証書に記載された保証終了日は変更されないものとします。

**第4条. 保証内容**  
1. 延長保証期間中に本製品に自然故障が発生した場合、サービス提供者は連帯して、当該自然故障に際して1回の保証修理に要する費用の上限として、本保証の保証上限額である100万円（消費税含む。）の範囲内で、本製品の保証修理を行います。  
2. 本製品が、メーカーの規定する出張修理対象品である場合に限り、出張での保証修理を行います。この場合の出張料は本保証に含まれます。  
3. 本製品が、メーカーの保証対象製品でない場合には、サービス提供者が指定する拠点まで、お客様より本製品を送付いただいた上で保証修理を行います。この場合、サービス提供者が指定する拠点までの往復又は送料（片道分）の送料は、本保証に含まれます。

**第5条. 代用品**  
1. 本保証における1回の保証修理に要する金額が本製品の購入金額相当となった場合には、代用品（新築に設置するものと同等の製品）を、当該修理期間中に、同一型番の製品の提供を行います。但し、同一型番の製品の購入金額相当の購入が困難な場合や、製造中止等の理由により同一型番の製品の入手が困難な場合には、例外的に、保証上限額の範囲内で本製品の購入金額相当の同等機種（メーカー不同）を本製品として提供いたします。同等機種の提供にかかわらず、お客様よりサービス提供者に対し「修理、出張修理される場合」とはできません。  
2. 代用品が提供された場合において、本製品が出張修理対象品であるときには、当該本製品の所有権をお客様が保有することとなります。出張修理対象品でないときには、修理修理された製品の所有権は、当該代用品の提供と引換えにSWTに移転するものと、当該サービス提供者は、その後、かかる本保証をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任意に取用することができます。

**第6条. 保証の終了**  
以下の事項に該当する場合には、本保証は終了となります。  
1. 第3条の定めるところに従い、延長保証期間が満了した場合。  
2. メーカーの倒産、事業撤退、修理部品の供給停止、その他メーカーがその責任により本製品の修理を行うことができず、又は修理のための部品等での修理を行うことができない状態となった場合（事業撤退により、メーカーと同等水準・条件にて修理を行う者が存在する場合又は代用品の提供が可能な場合は除きます。）。

**第7条. お客様の負担となる主な費用**  
以下に定める事由ないし費用は、本保証には含まれておらず、専らお客様のご負担によるものとします。なお、本保証の範囲外の事由によるし費用は、これに限定する趣旨ではありません。  
1. 本製品が出張修理対象品でない場合には、本保証の対象品でない場合（修理出張費用を含む。）及び前述の送料及び運送の割合による出張及び運送の費用を発生させる場合の搬送費用（出張修理・引取費用、梱包材等）。  
2. 本製品の修理方法を問わず、本製品がメーカーが定める製品又は過剰に存在する場合における、保証修理に要する交通費・宿泊費（出張修理）等。  
3. 代用品提供の際に発生する基本工事費（代用品を提供する販売店及びサービス提供者が標準の工事と定める内容）以外に係る工事費（クレーン車代等の特殊工事費等）。  
4. 本保証利用時にお客様からのご連絡に必要な費用、その他通信費用。  
5. 本製品の処分に係る費用（リサイクル費用を含む。）。  
6. 保証修理を行う際、お客様が代用品を必要とした場合の当該代用品のレンタル費用（※サービス提供者は、代用品の手配・提供等は一切行いません。）。  
7. 本保証の対象外となる故障及び当該故障の修理に必要な費用。  
8. 本保証の対象外となり、保証修理をキャンセルされた場合に必要となる技術費用、出張費用、物流費用、見舞金費用等の一切の費用。

**第8条. 保証修理の依頼方法**  
1. 延長保証期間中に本製品に自然故障が発生した場合には、下記のお客様窓口へ連絡して保証修理を依頼してください。保証修理依頼時、お客様窓口へ保証修理の申請を窓口いたしますので、必ずしも手帳に従っていただく必要はありません。なお、メーカー保証期間中の修理のご依頼に関しては、直接メーカーのサポートセンター又は「下記」のSWTお客様窓口のいずれでも対応いたします。  
お客様窓口 TEL: 0800-300-0306 フリーコール 受付時間：24時間（365日）  
E-Mail: jyusetsu@cs.sompo-swt.com  
2. お客様から保証修理のご依頼をいただいた際、お客様窓口は、本保証に関する登録情報（保証登録番号、製品情報及び購入情報）の確認を行います。お客様より保証修理依頼に際してご通知いただいた情報と登録情報とが一致しない場合、その他の登録情報と一致しない場合、保証修理の依頼をいただけない場合には、本保証が提供されない場合がございますので、お客様におかれましては、本保証の加入後、保証書（必要情報が記載されております。）の保管・管理に十分に注意いただきますようお願いいたします。  
3. サービス提供者以外に修理を依頼された場合には、本保証が適用されませんのでご注意ください。  
4. サービス提供者が必要と判断した場合には本製品に係る記録装置のデータの消去を行うことについては、お客様には事前にご同意をいただいております。その旨を記録装置に通知いたします。

**第9条. 登録情報の変更**  
以下に該当する場合、お客様におかれましては、速やかにお客様窓口までご通知ください。ご通知いただかなかった場合には、本保証が適用されない場合があります。  
1. 延長保証期間中に、お客様の氏名・住所、連絡先電話番号に変更があった場合。なお、本製品を第三者に転売又は譲渡される場合には、本規程をご説明の上、新しいお客様の情報をご通知ください。  
2. メーカー又は販売会社より交換品の提供が行われ、製品番号及び製造番号に変更があった場合。

**第10条. 個人情報の使用**  
サービス提供者は、お客様よりご提供いただいた保証書等の個人情報等を保管、管理、処理の上、本保証を提供します。また、本保証を提供する目的、その他の場合に限り、サービス提供者の責任において、株式会社日本保証株式会社、株式会社SOMPOフランティ、株式会社SOMPOフランティ・保証センター、株式会社SOMPOフランティ・保証センター等へお客様の個人情報を提供いたします。  
1. 保証修理（代用品の提供を含む。）に際してサービス提供者と事業協力会社による個人情報の共有が必要となる場合。

2. 本保証の履行に伴うリスクを対象とする損害保険会社との間の保険契約の締結、保険金の請求その他保険契約に関する諸手続きのために個人情報の提供が必要となる場合。

**第11条. 間接損害等**  
本保証に関する法律上の請求において、間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等）、特別損害、付随的損害、拡大被害、他の機器や部品に対するデータの損失又は損傷、第三者からの賠償請求等（保証書に起因する死亡及び怪我等を含む）並びに他の物件に住宅ローン等（保証書に起因して、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。ただし、サービス提供者の故意又は重大過失によるものがある場合は、この限りではありません。）

**第12条. 保証の適用除外事項**  
以下の事項に該当する場合には、本保証は適用されないとします。  
1. お客様が第三者の故意若しくは過失又はメーカー保証の対象外である加工、改造、修理、設置、工事（※1及び前項に起因する故障及び損害）。  
2. 本製品を本住宅以外の場所に移設された場合。（移設された機器のみ、本保証は適用されないとします。）  
3. 当該設置を持つ製品のデータの復元及び手配等に係る一切の費用。  
4. 取扱説明書、注意事項に記載している取扱方法とは異なる不適切な使用（管理の不備、改造行為、増設、電源過電等）等、取扱いが不適当であることに起因する故障及び損害。  
5. 本製品以外の工事箇所が原因の故障及び損害（電気、水道、ガス等の配管に起因する故障及び損害等）。  
6. メーカーが定める想定外使用法を超え過酷な使用に起因する故障及び損害（高湿度、高温、高湿度等の特殊な環境での使用を含む。）  
7. 破損、壊滅、火災、落雷、異常電圧、水漏れ、地震、その他天災地変等の外部要因事由に起因する故障及び損害。  
8. 水害、公害、塩害、ガス害及び異常環境（水質、水圧、電圧）等の外部要因事由に起因する故障及び損害。  
9. 消耗品類（電池、充電機、焼き皿、バッテリー、フィルター、ハンカチ、ガセット等）又はメーカーが指定する消耗品の交換。  
※目し、お客様が交換を行うことが困難な減圧弁、圧力弁等の交換は保証対象外とします。  
10. 本保証に取付け可能な部品、装置（床暖房等）の故障及び損害、本保証に取付け可能な部品、装置に起因する故障及び損害。  
11. メーカー指定外の消耗品の設置又は使用に起因する故障及び損害。  
12. メーカーが業務用と定めた製品に起因する故障及び損害。  
13. 消耗品単体の故障及び損害。  
14. 本製品購入後の取り付け場所の移動、輸送時の落下、振動及び衝撃等、取り扱いが不適当なために生じた故障及び損害。  
15. お客様が本製品を保有しておらず、本製品の状態が確認できない場合。  
16. 経年変化あるいは使用消耗により発生する現象で、通常使用に支障のない範囲で経年変化の範囲に相当するもの（外装品、塗装面、メッキ部、樹脂部分、スプリング等のヘタリ、自然色退、劣化、錆、腐食、汚れ、変色、変色、その他通常の事象）。  
17. 本製品の機能及び使用の際に影響の無い損害（外観、傷、液晶の画面割けやピクセル抜け及び輝度低下を含む。）  
18. メーカーがリコール宣言を行った後の、リコール部品及びリコール部位に起因する本製品の故障及び損害。  
19. 本製品の仕様、構造上の欠陥又は本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等。  
20. 本製品の付属品類、アクセサリー、周辺機器等の本製品以外の製品の故障、増設機器等の相性に起因する故障及び損害。  
21. サービス提供者が保証修理の依頼を受けた本製品の点検、診断を実施した結果、サービス提供者が故障の存在を確認できなかった場合。  
22. 本保証の対象外に起因する故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見舞金費用等。  
23. 部品交換を伴わない調整、その他手直し修理、保守、点検、検査、作業等（清掃、リカバリ、設定、ソフトウェアアップデート、更新等不元する場合）。  
24. 付随したソフトウェア、ケーブル、カード、ディスク、印刷等を元の状態に復旧する費用。  
25. 本保証以外の保証（製品のメーカー保証、部品毎のメーカー保証等）及び保険の制度により補償を受けるとはならない場合。  
26. サービス提供者が理由せず、修理をご依頼された場合、本製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの保証修理依頼。  
27. 自又は公共団体の権力の行使に起因する故障及び損害。  
28. 放射線物質若しくは放射性材料等による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障及び損害。  
29. 戦争（自戦の有無を問わず）、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事象に起因する故障及び損害。  
30. 本保証に係る申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合。

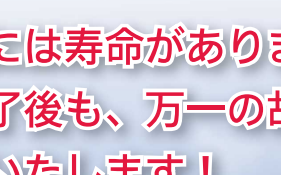
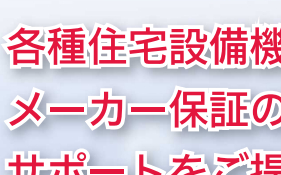
**第13条. 解除**  
1. サービス提供者は、お客様に対しての書面により、本保証を解除することができます。解除の申し出は、お客様窓口へ連絡のうえ所定の手続によるものと、サービス提供者は、サービス提供者が別定する形式により算出した必要金をお客様にお支払いいただきます。但し、サービス提供者に対してキャンセル等の義務はないものとします。  
2. 前項の規定にかかわらず、本製品の売買契約の解除に伴い本保証が解除される場合には、加入が保証料の全額返還を行うものとなります。  
3. 第3条第2項の規定により本保証が終了した場合の返戻金の算出にあたっては、本条第1項の規定が適用されます。  
4. サービス提供者は、お客様が、次のいずれかに該当する場合には、お客様に対する書面による通知をもって、本保証を解除することができます。  
(1) 反社会的勢力に対して資金を借付し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。  
(2) 反社会的勢力を利用して資金を借付し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。  
(3) 反社会的勢力を利用してしていると認められること。  
(4) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に支配を及ぼしていると認められること。  
(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係性を有していると認められること。  
5. 前項の規定による解除が自然故障の後になされた場合であっても、前項各号の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した自然故障については、サービス提供者は、保証修理費用、保証修理費用相当額の返還を請求することができるものとします。

**第14条. 解除の効力**  
本保証の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。  
**第15条. その他注意事項**  
1. 故障並びに損害の認定等についてサービス提供者とお客様の間で争論が生じた場合には、サービス提供者は、中立的な第三者の意見を求めることができます。  
2. 修理依頼において、追加可能日をあらかじめお知らせしている場合（お客様のご都合でお知らせできない場合を含む）、お客様をお知らせした日から修理が経過しても修理が完了せず、サービス提供者がお客様に代わって修理を行います。その際には修理費用（キャンセルに伴う一切の費用を含む。）に加え、追加した費用の一切を、サービス提供者の請求に遅い遅やかに支払いただくものとします。  
3. お客様は、本保証にお申込みいただいた時点で、本保証にご同意いただいたものとします。

**第16条. 保証料の損害保険充当**  
1. SWTは、保証料を借受して、損害保険会社（以下「本保険会社」といいます。）との間でサービス提供者を被保険者とする損害契約（以下「本保険契約」といいます。）を締結し、本保証を適用しております。お客様は本保険契約の締結及び保証請求その他の手続をSWTへ委託することについて事前にご同意いただいております。尚、お客様は、本保証に代わらずに、自ら貴社と保償すべきものとします。  
2. 本保証は、お客様に対して本規程に従い保証修理を提供し、本保証契約に際して本保険会社より要請する保険金を当該保証修理に係る費用等に支払に充てる仕組みとなっております。そのため、故障の発生状況によりお客様に対しては本保険会社の調査が行われる場合がございます。

**第17条. 本規程の変更**  
1. サービス提供者は、本規程の目的に反しない限り、年度、法令に従って本規程を変更することができます。  
2. 前項に基づき本規程を変更する場合には、サービス提供者のホームページの掲載その他適切な方法により、変更内容及び変更時期を事前にお客様に周知することとします。

# 新築住宅設備機器保証



各種住宅設備機器には寿命があります。メーカー保証の終了後も、万一の故障に備えた万全のサポートをご提供いたします！



Innovation for Wellbeing  
**SOMPOフランティ**  
TEL: 0800-300-0306  
フリーコール 受付時間：24時間 365日対応

延長保証お客様窓口 TEL: 0800-300-0306 フリーコール 受付時間：24時間（365日）  
E-Mail: jyusetsu@cs.sompo-swt.com

新築住宅設備機器保証サービス規程：2017年2月7日より適用

Innovation for Wellbeing  
**SOMPOフランティ**

# 新築住宅設備保証

生活を快適にする住宅設備機器におきまして、万が一の故障に備えた万全のサポートとして、お客様に代わって修理手配、修理費用の支払を行うサービスです。お客様の自己負担なしで、何度でも修理を承る事が効能です。

## 住宅設備故障事例



システムキッチンが故障して料理ができない。



システムバスが故障して入浴できない。



給湯器が故障してお湯がでない。



トイレが故障して使用できない。

### 住宅設備は

(システムキッチン、システムバス、給湯器...等)

長く使うものだから

メーカー保証の1年だけって、ちょっと心配....

ご心配のとおり、多くの住宅機器は8年を超えると急激に故障が多くなります。

さらに、一回の修理費用は意外と高額なんです。



## 故障すると意外に高額な修理が...

品目	故障事例	修理金額
エコキュート	お湯張りができない	20,000円
	夜間の沸きあげができない...等	160,000円
システムキッチン	IHを使うとブレーカーが落ちる	20,000円
	食洗器が運転中にとまる...等	55,000円
多機能便座	ノズルのシャワーがでない	15,000円
	電源がはいらぬ...等	30,000円
ガス給湯器	燃焼不良エラー	25,000円
	リモコン表示がおかしい...等	58,000円

### 住宅設備機器保証

# 10年

### 延長対象

【自然故障】各対象製品の取扱説明書記載の通常使用にて発生した故障

### 保証期間

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
保証期間	メーカー保証									

保証期間は「メーカー保証期間を含む10年間」となります。メーカー保証期間が複数ある場合や部品により期間が異なる場合でも、保証終了日はメーカー保証開始日より10年間となります。

### 保証上限

1度の修理に要する金額が、製品の購入金額相当となった場合は、代替品を提供することで保証修理に代えさせていただきます。

※1度の保証修理に要する費用の最大上限は100万円までとなります。

### 保証対象外の主な事例



人災や天災に起因する製品の故障  
メーカーが定める消耗品の交換が原因の故障  
故障によって生じた経済的損害や二次災害等

### 延長保証5つのポイント

<b>ロングサポート</b> <b>10年間</b> <small>メーカー保証+延長保証9年 合計10年間のロングサポート</small>	<b>修理代</b> <b>0円</b> <small>出張費用・技術料・部品代 すべてが無料</small>	<b>期間中</b> <b>何度でも</b> <small>保証上限の低減なく何度 でも修理可能</small>	<b>簡単</b> <b>手続</b> <small>修理手続きも専門のコール センターにて全て手配いた します。</small>	<b>24時間</b> <b>365日対応</b> <small>修理受付は専門スタッフが 24時間365日対応</small>
--	---	--	---	--



Innovation for Wellbeing  
SOMPOフランティ

本保証は、SOMPOフランティ株式会社及び、「住宅設備機器（新築）延長保証システム保証書」に記載の販売店がサービスを運営・提供します。



0800-300-0306

故障発生時のお問合せ 24時間 365日対応